

30 高等試験令第七、八条に關する大正七年文部省令第三号

中改正（文部省令第一三号）

〔昭和七年六月〕

(注記3)

發專六九号
決裁
6月17日 文書課長

送 発

月 日 起案者

(注記2)

(神野)
印

昭和七年五月三十一日起案

(注記4)

専門學務局長
(赤間) 印

(注記5)

學務課長
(服部) 印

(注記6)

大臣
次官
花押
(栗屋)
印

(小川)
印

(審查委員)
(抹消) 印

(高橋) 印 (春山) 印 (田中) 印

札

大正七年文部省令第三号高等試験令第七条及第八条ニ関スル件
中左ノ通改正ス

年 月 日

文部大臣

第二条ヲ左ノ如ク改ム

左ノ者ハ高等試験令第八条ニ依リ高等学校高等科ヲ卒リ若ハ
大学予科ヲ修了シタル者ト同等以上ト認ム

(抹消)

〔^{加筆}_{〔抹消〕}〕大学学部ニ学生トシテ入学シ現ニ在学スル者又ハ卒業シ若ハ学士試験ニ合格シタル者

第二条 左ノ学校ハ高等試験令第八条ニ依リ高等学校高等科若ハ大学予科ト同等以上ト認ム

二文部大臣ニ於テ高等学校高等科若ハ大学予科ト同等以上ト指

定シタル学校ヲ卒業シタル者

二文部大臣ニ於テ高等試験高等科若ハ大学予科ト同等以上ト指
一大学学部

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

備考

照会案ノ回答アリタル上施行ノコト

〔^{加筆}_{〔朱書〕}〕一、高等試験令 昭和四年勅令第十五号
二、高等試験令施行細則 大正七年二月閣令第一号
三、高等試験令第七条及第八条ニ依ル受験資格ニ関スル件

大正七年文部省令第三号

次官

改正

大正九年

一七号

同一一年

三四号

同一三年

四号

同一三年

二三号

同一四年

三七号

同一五年

六号

昭和四年

二八号

〔^{加筆}_{〔朱書〕}〕一、大正七年文部省令第三号

第一条 左ノ各号ノ一二該当スル者ハ高等試験第七条ニ依リ普

通教育〔^{抹消}ト〕ニ関シ中学校卒業者ト同等以上ノ学歴ヲ有スル者

大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ学力ヲ有スト認ムル者

ハ予備試験ヲ免ス

高等試験令第七条及第八条ニ依ル受験資格ニ関スル件

高等試験令第八条ノ規定ニ照応セシメントス

備考（現行規定）

高等試験令第八条

一、専門学校入学者検定規程第三条ニ依リ一般ノ専門学校入
学ニ関スル試験検定ニ合格シタル者

（注記7）

理由

高等試験委員長宛

大正七年文部省令第三号高等試験令第七条及第八条ニ関スル件
中別記ノ通改正致度ニ付御意見承リ度

備考一、省令案裁決定ノ上発送ノコト

二、別記添付発送ノコト

二、専門学校入学者検定規程第八条第一号ニ依リ一般ノ専門学校入学ニ關シ無試験検定ヲ受クル資格ヲ有スル者
三、普通教育ニ關スル試験ヲ受ケ中学校卒業以上ノ学力ヲ以テ入学程度トスル専門学校ニ入学シタル者

四、中学校卒業以上ノ学力ヲ以テ入学程度トスル官立学校ニ入学シタル者

〔加筆〕〔加筆・朱線〕

〔第二条〕左ノ学校ハ高等試験令第八条ニ依リ高等学校大学予科ト同等以上ト認ム

一、官立学校及公立、私立専門学校ノ予科ニシテ中学校卒業以上ノ学力ヲ以テ入学程度トシ修業年限三年以上ノモノ

二、学習院高等学科

三、中学校卒業以上ノ学力ヲ以テ入学程度トスル官立及公立ノ学校但シ東京美術学校東京音楽学校及修業年限三年ニ満タサルモノヲ除ク

四、中学校卒業以上ノ学力ヲ以テ入学程度トスル修業年限二年以上ノ予科ヲ有スル私立専門学校本科ニシテ文部大臣ノ認定ヲ受ケタルモノ

五、主トシテ普通教育ニ關スル学科目ヲ授クル私立専門学校ニシテ特ニ文部大臣ノ指定シタルモノ〔加筆〕

第三条 高等試験令第七条ノ試験ハ文部大臣ノ指定スル官立及公立ノ中学校ニ於テ毎年一回之ヲ行フ

前項ノ中学校及試験ノ期日ハ文部大臣予メ官報ヲ以テ之ヲ告示ス

第四条 試験ヲ受ケムトスル者ハ試験願書（甲号書式）ニ履歴

書（乙号書式）及写真（手札形トシ出願前六箇月以内ニ脱帽シテ撮影シタルモノニシテ裏面ニ撮影年月日、族籍、氏名ヲ記載スヘシ）ヲ添ヘ毎年三月一日ヨリ三月三十日マテノ間ニ試験ヲ受ケ〔抹消〕〔加筆〕〔ム〕トスル中学校ニ差出スヘシ

第五条 試験ヲ受ケムトスル者ハ手数料トシテ五円ヲ納付スヘシ

前項ノ手数料ハ收入印紙ヲ用ヰ之ヲ試験願書ニ貼付スヘシ其ノ既ニ納メタル後ハ何等ノ事情アルモ之ヲ還付セス

第六条 学校長ハ試験ニ合格シタル者ニ合格証書（丙号書式）ヲ付与スヘシ

第七条 試験ニ關シ不正ノ行為アリタル者ニ対シテハ其ノ試験ヲ停止ス試験合格決定後其ノ合格ヲ無効トス

第八条 試験ヲ了リタルトキハ学校長ハ其ノ顛末ヲ文部大臣ニ報告スヘシ

附則

本令ハ大正七年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

改正

〔加筆・朱書〕〔大正九年文部省令第十七号〕

第一条第三号中「中学校卒業以上ノ学力ヲ以テ入学程度トスル」ノ下ニ「大学予科又ハ」ヲ加フ

第一条四号ノ次ニ左ノ如ク加フ

五、高等学校高等科第一学年ヲ修了シタル者又ハ高等学校第二学年以上ニ入学シタル者

六、修業年限三年ノ大学予科第二学年以上ニ入学シタル者

書又ハ証明書ハ其ノ効力ヲ失フ

第九条 現行ニ同シ

〔加筆・朱書〕大正十四年文部省令第三十七号

第八条ヲ現行ノ如ク改正〔〔加筆・朱書〕〕

改正

〔加筆・朱書〕大正十五年文部省令第六号

第一条第一号ヲ左ノ如ク改ム

一、専門学校入学者検定規程ニ依リ試験検定ニ合格シタル者、
専門学校入学者検定規程ニ依リ国語、漢文、歴史、地理、
数学、物理及化学ノ七科目ニ付試験検定ニ合格シ若ハ試験
ヲ免除セラレタル者又ハ朝鮮総督、台灣總督、樺太厅長官
若ハ関東長官ノ定ムル専門学校入学者検定ニ關スル規程ニ
依リ国語、漢文、歴史、地理、数学、物理及化学ノ七科目
ニ付試験検定ニ合格シ若ハ試験ヲ免除セラレタル者

(注記8)

〔加筆・朱書〕大正七年文部省令第二十八号

第一条第一号ヲ現行ノ通改ム

〔抹消・朱書〕大正四年文部省令第二十八号

第一条第一号ヲ現行ノ通改ム

現ニ文部大臣ニ於テ高等学校大学予科ト同等以上ト指定シタ
ル学校ハ本令ニ依リ高等学校高等科若ハ大学予科ト同等以上

ト指定シタル学校ト看做ス
〔加筆・朱書〕高等試験令第七条〔及〕第八条ニ依ル受験資格ニ関スル件

第二条〔各号〕改正調

大正七年 大正九年

一、官立学校及

公立私立専門

等科

二、大学学部

三、上同

四、文部大臣ニ

於テ高等学校

高等科若ハ大

学予科ト同等

以上ト指定シ

タル学校

五、前各号ノ外

文部大臣ニ於

テ高等学校大

学予科ト同等

以上ト指定シ

タル学校

六、前各号ノ外

文部大臣ニ於

テ高等学校大

学予科ト同等

以上ト指定シ

タル学校

七、上第四号ニ

八、上第五号ニ

九、上第五号ニ

十、上第五号ニ

十一、上第五号ニ

十二、上第五号ニ

十三、上第五号ニ

十四、上第五号ニ

十五、上第五号ニ

十六、上第五号ニ

十七、上第五号ニ

十八、上第五号ニ

十九、上第五号ニ

二十、上第五号ニ

二十一、上第五号ニ

二十二、上第五号ニ

二十三、上第五号ニ

二十四、上第五号ニ

二十五、上第五号ニ

二十六、上第五号ニ

二十七、上第五号ニ

二十八、上第五号ニ

二十九、上第五号ニ

三十、上第五号ニ

三十一、上第五号ニ

三十二、上第五号ニ

三十三、上第五号ニ

三十四、上第五号ニ

三十五、上第五号ニ

三十六、上第五号ニ

三十七、上第五号ニ

三十八、上第五号ニ

三十九、上第五号ニ

四十、上第五号ニ

四十一、上第五号ニ

四十二、上第五号ニ

四十三、上第五号ニ

四十四、上第五号ニ

四十五、上第五号ニ

四十六、上第五号ニ

四十七、上第五号ニ

四十八、上第五号ニ

四十九、上第五号ニ

五十、上第五号ニ

五十一、上第五号ニ

五十二、上第五号ニ

五十三、上第五号ニ

五十四、上第五号ニ

五十五、上第五号ニ

五十六、上第五号ニ

五十七、上第五号ニ

五十八、上第五号ニ

五十九、上第五号ニ

六十、上第五号ニ

六十一、上第五号ニ

六十二、上第五号ニ

六十三、上第五号ニ

六十四、上第五号ニ

六十五、上第五号ニ

六十六、上第五号ニ

六十七、上第五号ニ

六十八、上第五号ニ

六十九、上第五号ニ

七十、上第五号ニ

七十一、上第五号ニ

七十二、上第五号ニ

七十三、上第五号ニ

七十四、上第五号ニ

七十五、上第五号ニ

七十六、上第五号ニ

七十七、上第五号ニ

七十八、上第五号ニ

七十九、上第五号ニ

八十、上第五号ニ

八十一、上第五号ニ

八十二、上第五号ニ

八十三、上第五号ニ

八十四、上第五号ニ

八十五、上第五号ニ

八十六、上第五号ニ

八十七、上第五号ニ

八十八、上第五号ニ

八十九、上第五号ニ

九十、上第五号ニ

九十一、上第五号ニ

九十二、上第五号ニ

九十三、上第五号ニ

九十四、上第五号ニ

九十五、上第五号ニ

九十六、上第五号ニ

九十七、上第五号ニ

九十八、上第五号ニ

九十九、上第五号ニ

一百、上第五号ニ

一百一、上第五号ニ

一百二、上第五号ニ

一百三、上第五号ニ

一百四、上第五号ニ

一百五、上第五号ニ

一百六、上第五号ニ

一百七、上第五号ニ

一百八、上第五号ニ

一百九、上第五号ニ

一百十、上第五号ニ

一百十一、上第五号ニ

一百十二、上第五号ニ

一百十三、上第五号ニ

一百十四、上第五号ニ

一百十五、上第五号ニ

一百十六、上第五号ニ

一百十七、上第五号ニ

一百十八、上第五号ニ

一百十九、上第五号ニ

一百二十、上第五号ニ

一百二十一、上第五号ニ

一百二十二、上第五号ニ

一百二十三、上第五号ニ

一百二十四、上第五号ニ

一百二十五、上第五号ニ

一百二十六、上第五号ニ

一百二十七、上第五号ニ

一百二十八、上第五号ニ

一百二十九、上第五号ニ

一百三十、上第五号ニ

一百三十一、上第五号ニ

一百三十二、上第五号ニ

一百三十三、上第五号ニ

一百三十四、上第五号ニ

一百三十五、上第五号ニ

一百三十六、上第五号ニ

一百三十七、上第五号ニ

一百三十八、上第五号ニ

一百三十九、上第五号ニ

一百四十、上第五号ニ

一百四十一、上第五号ニ

一百四十二、上第五号ニ

一百四十三、上第五号ニ

一百四十四、上第五号ニ

一百四十五、上第五号ニ

一百四十六、上第五号ニ

一百四十七、上第五号ニ

一百四十八、上第五号ニ

一百四十九、上第五号ニ

一百五十、上第五号ニ

一百五十一、上第五号ニ

一百五十二、上第五号ニ

一百五十三、上第五号ニ

一百五十四、上第五号ニ

一百五十五、上第五号ニ

一百五十六、上第五号ニ

一百五十七、上第五号ニ

一百五十八、上第五号ニ

一百五十九、上第五号ニ

一百六十、上第五号ニ

一百六十一、上第五号ニ

一百六十二、上第五号ニ

一百六十三、上第五号ニ

一百六十四、上第五号ニ

一百六十五、上第五号ニ

一百六十六、上第五号ニ

一百六十七、上第五号ニ

一百六十八、上第五号ニ

一百六十九、上第五号ニ

一百七十、上第五号ニ

一百七十一、上第五号ニ

一百七十二、上第五号ニ

一百七十三、上第五号ニ

一百七十四、上第五号ニ

一百七十五、上第五号ニ

一百七十六、上第五号ニ

一百七十七、上第五号ニ

一百七十八、上第五号ニ

一百七十九、上第五号ニ

一百八十、上第五号ニ

一百八十一、上第五号ニ

一百八十二、上第五号ニ

一百八十三、上第五号ニ

一百八十四、上第五号ニ

一百八十五、上第五号ニ

一百八十六、上第五号ニ

一百八十七、上第五号ニ

一百八十八、上第五号ニ

一百八十九、上第五号ニ

一百九十、上第五号ニ

一百九十一、上第五号ニ

一百九十二、上第五号ニ

一百九十三、上第五号ニ

一百九十四、上第五号ニ

一百九十五、上第五号ニ

一百九十六、上第五号ニ

一百九十七、上第五号ニ

一百九十八、上第五号ニ

一百九十九、上第五号ニ

一百二十、上第五号ニ

一百二十一、上第五号ニ

一百二十二、上第五号ニ

一百二十三、上第五号ニ

一百二十四、上第五号ニ

一百二十五、上第五号ニ

一百二十六、上第五号ニ

一百二十七、上第五号ニ

一百二十八、上第五号ニ

一百二十九、上第五号ニ

一百三十、上第五号ニ

一百三十一、上第五号ニ

一百三十二、上第五号ニ

一百三十三、上第五号ニ

一百三十四、上第五号ニ

一百三十五、上第五号ニ

一百三十六、上第五号ニ

一百三十七、上第五号ニ

一百三十八、上第五号ニ

一百三十九、上第五号ニ

一百四十、上第五号ニ

一百四十一、上第五号ニ

一百四十二、上第五号ニ

一百四十三、上第五号ニ

一百四十四、上第五号ニ

一百四十五、上第五号ニ

一百四十六、上第五号ニ

一百四十七、上第五号ニ

一百四十八、上第五号ニ

一百四十九、上第五号ニ

一百五十、上第五号ニ

一百五十一、上第五号ニ

一百五十二、上第五号ニ

一百五十三、上第五号ニ

予備試験ニ合格シタル者ハ爾後予備試験ヲ免ス

本科ニシテ文
部大臣ノ認定
ヲ受ケタルモ

五、主トシテ普
通教育ニ関ス

八、上第五号ニ
同ジ

クル私立専門
学校ニシテ特

ニ文部大臣ノ
指定シタルモ

ノ

(加筆・朱書)
〔※〕高等試験令第八条ノ規定沿革

一、文官試験規則 明治二六年十月勅令第百九十七号

第十二号 帝国大学法科大学、旧東京大学法学部、文学部及
旧司法省法学校正則部ノ卒業証書ヲスル者及学習院大学科

四学年ノ課程ヲ卒業シタル者ハ予備試験ヲ免ス

二、高等試験令 大正七年一月勅令第七号

第八条 高等学校大学予科又ハ文部大臣ニ於テ之ト同等以上

ト認ムル学校ヲ卒業シタル者ハ予備試験ヲ免ス

予備試験ニ合格シタル者ハ爾後予備試験ヲ免ス

大正七年一月勅令第七号

三、高等試験令 昭和四年勅令第十五号 (現行法)

第八条 高等学校高等科ヲ卒リ若ハ大学予科ヲ修了シタル者

又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ学力ヲ有ス

ト認ムル者ハ予備試験ヲ免ス

(注記1)
「要記入」

(注記2)
「スミ」「施行前要再回」(小菅)「66」

(注記3)
「完結」

(注記4)
「記録掛 7・8・23 受領」

(注記5)
「六月廿一日 発送済」

(注記6)
「一四」(簿冊内件名番号)

(注記7)
「六月十七日 発送済」

(注記8)
「4・5・23」

(注記9)
〔〔備考一八参考〕〕

(ト札)
〔〔種別 わ〔三〕〔一〕〕／聯繫／登録追加／件名 省令第一
三号 高等試験令第七・八条ニ関スル大正七年省令第三号中改
正／番号 発專六九／結了年月日 昭、七、六、一二三／保存年限
ムキ／枚数 27〕

〔自昭2年至昭9年 認定指定總規
第2冊 文部省[◎] 3A, 32—5, 2413〕